## 本松市の指定文化財 2

## 国指定 と田植踊

されたりして踊られています。 年重ねの祝いの席などに依頼 われていましたが、今日では る次第の後、 正月に集落の各家を巡って行 民俗芸能で、もとは旧暦の小 町・トロミに伝承されている 特徴である七福神が登場す 石井地 この芸能は、当地方田植踊 区の鈴石東町・錦 田植踊の一行が

舞い込む形です。

次々と舞い込んで、祝福の寿 稲荷が登場し、続いて毘沙門 を祈願します。 しを編み、稲作・養蚕の豊饒 たしぐさで注連縄と蚕のまぶ トコ面の道化役二人がおどけ ぎをします。さらに、ヒョッ 寿老人・恵比寿・大黒天が 天・弁財天・布袋・福禄寿 その後、七福神が退場し、

導役の山大人(久六ともいう) などを踊って終わります。 り入れ祝いの「鶴どの亀どの」 的所作を踊り、最後に秋の取 きまでの稲作の各過程の模擬 られた後、田うないから米搗 せ」など正月の祝い踊りが踊 久六の指図によって「かなが 田植踊一行が登場します。 一人、早乙女四人、奴五人で 先

方的特色が顕著であるとの理 の舞い込みが行われる点に地 また田植踊に先立って七福神 地方の田植踊の典型的なもの の一類として特長のある東北 当伝承は、わが国予祝芸能 芸能史的に貴重であり、

> ます。 由から、平成七年に国重要無 形民俗文化財に指定されてい

## 木幡の大スギ』

七福神は、

初めに先導役の

されました。 とから、 杉の巨樹として希少であるこ 推定樹齢が八百年といわれ、 囲九・三三m、樹高約二〇m 元周囲一六・二m、目通り幹 東安達の総鎮守としました。 ともいわれ、藩主丹羽光重は 喜式内の古社で、隠津島弁天 山上にある隠津島神社は、 一) 国天然記念物として指定 その境内に立つ大杉で、根 海抜六六〇mの高く険しい 昭和十六年(一九四

数十本みられます。 目通り幹囲七m以上の巨木が 蒲生氏が植栽したといわれる 境内には他に老木があり、

孟昶が乾徳三年(九六五)にります。五代時代後蜀の君主

戒石銘の起源は、

中国にあ

三十年に県指定を受けていま よび天然記念物として、 なお、木幡山全山は名勝お 昭和



## 国指定 『旧二本松藩 **戒石銘碑**

五m、最大幅約五mの花崗岩 鼓石と呼ばれた、長さ約八・ 八mの間に刻されています。 露出面の縦約一m、横約一・ 二本松城跡旧藩庁門前の太

されています。 きっと天罰があるぞ。」と解釈 ならない。この気持ちを忘れ は民に感謝し、いたわらねば の俸給は、民があぶらして働 たし」で、意味は「お前(藩士) ŋ らなり、 之年春三月」の四句一六字か て弱い民たちを虐げると、 いた賜物より得ている。お前 民易虐 (が)ほう なんじの(が)ろく 「爾俸爾禄 民膏民脂 じょうてんはあざむきが かみんはしいたげやすき たみのこう たみのしな 上天難欺 寛延己巳 読み方は「なんじの

り、藩士の戒めとするため、 学者の岩井田昨非の進言によ めて典雅さが感じられます。 ませたもので、その書体は極 寛延二年(一七四九)三月に刻 五代藩主丹羽高寛が、藩儒

辞」を、 作った二四句九六字の「戒論 して価値が高いため、国史跡 料として、また行政の規範と したのが始まりです。 戒石銘として州県の役人に示 主太宗が四句一六字を抜出し、 昭和十年(一九三五)教育資 その後北宋時代の君

として指定されました。